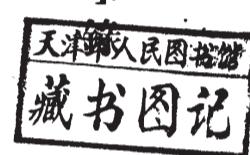
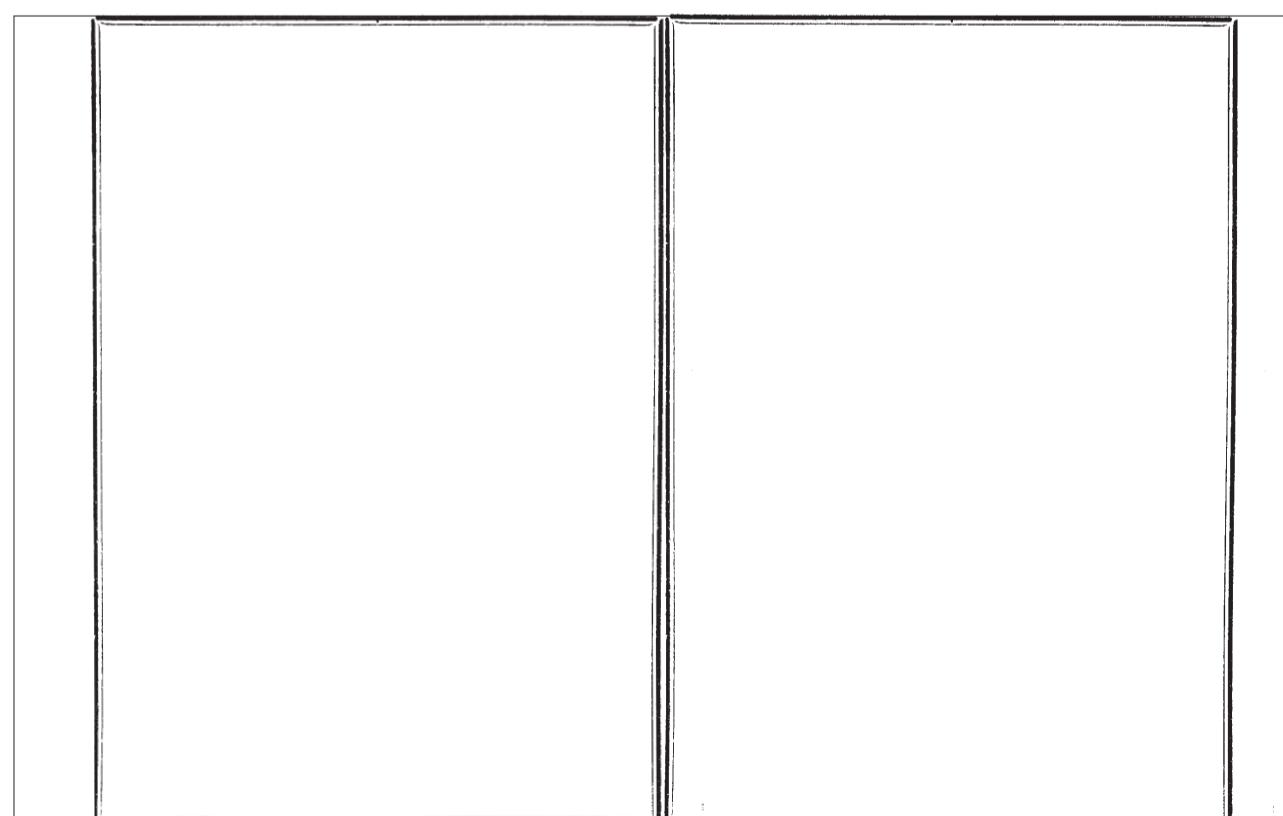
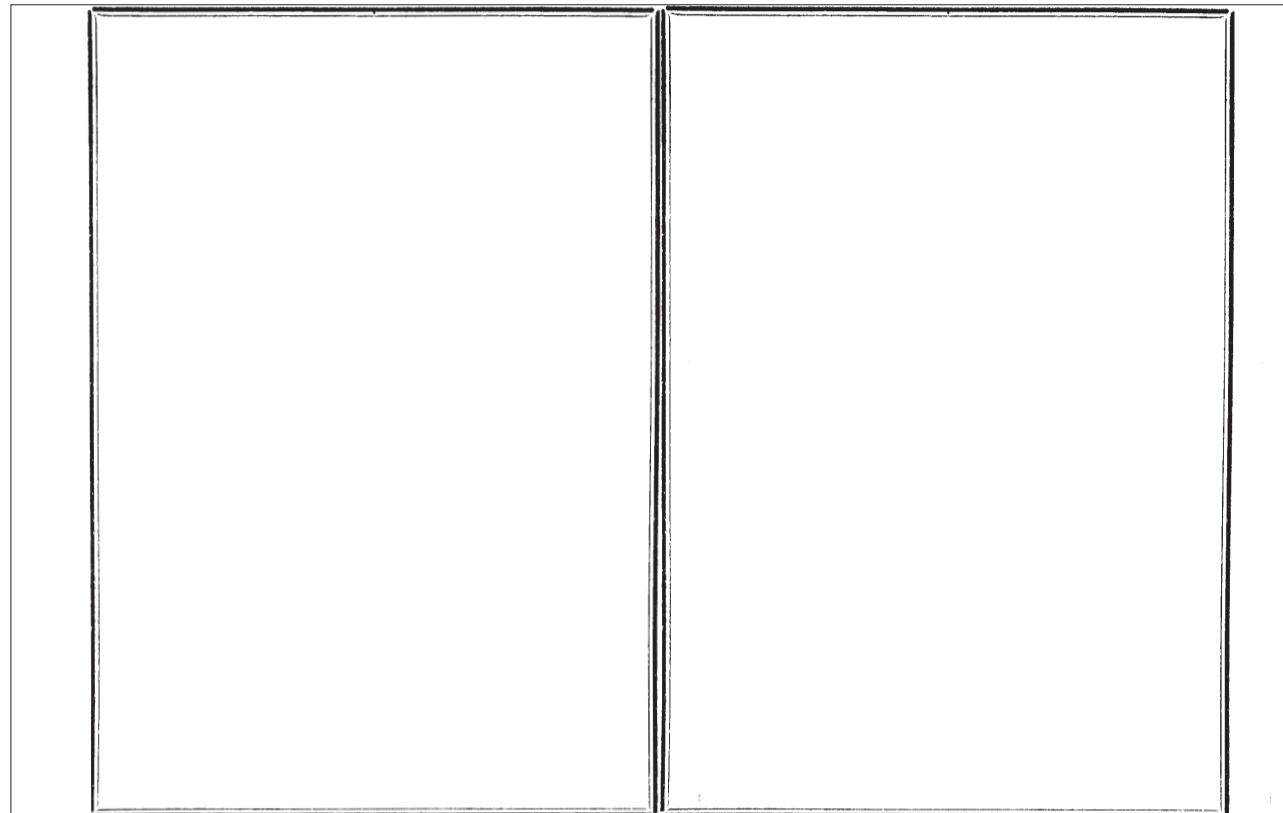


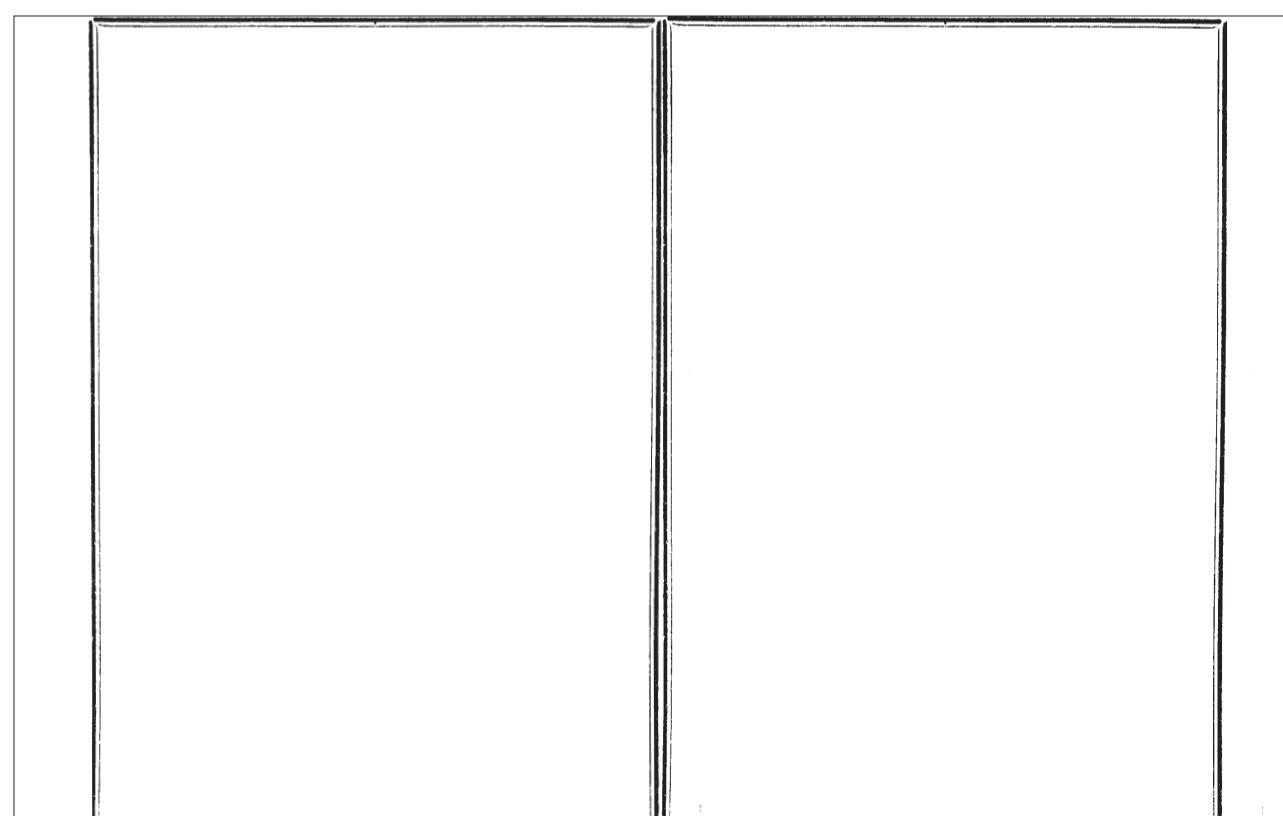
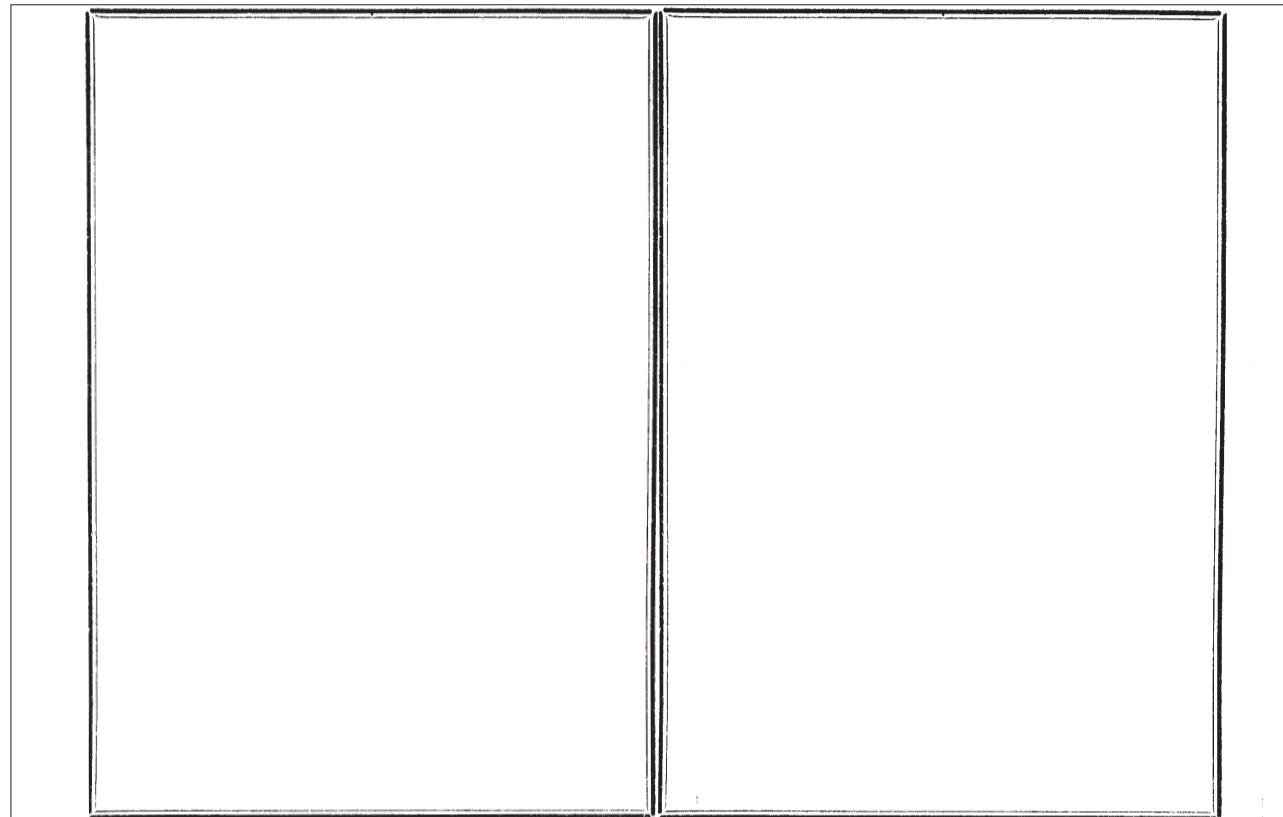
● 議事錄第八號

大正二年通常民會議事



天津居留民團





大正二年通常民會議事錄

第一回

三月十七日 会場 日本俱樂部

- (1) 第一回
議事日程
第一、民會議長選舉
第二、下水道設置に關する建議案(富成一二君提出)
第三、明治四十四年度民團歲入出決算
第四、明治四十五年 大正元年民團特別基金決算
第五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算
第六、明治四十五年、大正元年度民團歲入出追加豫算案
第七、雜種課金條例中改正案
第八、碼頭條例中改正案
第九、人力車及運搬車鑑札料規則中改正追加案
第十、人力車及運搬車鑑札料規則中改正追加案
第十一、行商人鑑札料條例案
第十二、大正二年度民團歲入出總豫算案
第十三、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案
第十四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案

- (2) 第一回
議事日程
第一十五、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案
第十六、營業課金條例中改正案
第十七、取得課金條例中改正案
第十八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案
第十九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案
第二十、行政委員並に豫備行政委員選舉
第二十一、民團出納檢査委員選舉
午後九時三十分開會、議員の出席若くは代表せらるゝ者四十八名

- 鈴木議長登壇
鈴木議長
諸君、議員の出席法定の數に達したるを以て是より大正二年即ち第六次通常民會を開會致します日程に入るに先立ち總領事より召集の辭ある旨に付暫らく清聰あらんことを望ます(拍手)
小幡總領事登壇
小幡總領事
諸君茲に第六次通常民會を開會するに當り一言召集の辭を述べん、天津居留民會は御承知の通り去る四十一年に始めて召集を行ひ爾來年を闊するこ五ヶ年即ち今回を以て第六次の通常民會を舉行するとぞなり過去五ヶ年間に於ける居留民團の行政は日進月歩の有様にて非常の好成績を収めたるものと思考す恰も

(3) (4)

本官は去る四十一年當居留民團設立の際に赴任したるを以て第一回より今日に至る者あり而して其財政の部に付し過去に於ける收支豫算を見るに四十一年は十四萬八千弗、四十二年は十二萬五千餘弗、四十三年は十四萬六千弗、四四年は十四萬八千五百餘弗、四十五年大正元年は十五萬弗なり是れに對し本年度の十七萬六千弗なる豫算を比較するときは如何に居留民團の財政は良好なる成績を示しつゝあるやを一目瞭然の下に知るを得べし即ち民團の歲計は年々約一萬弗位に近き比例を以て増進しつゝあるなり殊に本年度豫算を四十二年度に比すれば約五萬弗の増加にして而かも是の増加は新たに賦課したる財源より出たるに非らずして全く居留地繁榮の爲めに生じたる自然の增收に因りて起れる結果たるに外ならず換言すれば當居留民は去る四十二年頃より格別餘計の負担を爲さずして今日此多額の數字を豫算に組むを得るに至りたるものにして民團財政より觀て非常の好成績と云はざるべからず尙一昨年清國革命事變以來我が租界内に移住し來りたる支那人の數は多きに上り且つ我在留民の數も追々増加の傾向を示しつゝあるに依り將來益々當租界の發展すべきは疑ひなき事實にして而も租界財源の豊富にして且其基礎的根本的に鞏固なるは最も喜ばしき現象と認む其他衛生の点に付ても着々進歩し其實績を認む當地方支那人間には絶へず傳染病の流行せるにも拘はらず甚しく外國人を犯さるるは各國租界衛生の行届けるに歸せんはあらず殊に我日本租界は支那街に最も近接せる位置にあり又支那人も

當の注意と適當なる方法を用ゆれば防き得るは確實なり而して當居留地に於ける官有地の拂下問題は先年來外務省と居留民團との交渉案件として今日に至れる問題なが今日に於ては略ば經營の實を收め得たれば遠からず居留民團に於て是れを引受け經營するも不都合なる時期に到達するを疑はず從て諸君は如何なる方法を以て拂下けを受け又如何に之れを經營すべき等の事項は今より御研究ありて然るべき問題と思考す即ち官有拂下問題は民團の財政に多大の關係ある問題なるを以て充分慎重の研究を要す一且其方針を誤らんか如何に堅固なる租界の財政も遂に紊乱を來すに至らんか如き事無きを保せず即ち本件は今日より諸君に於て十分御熟考を求むる次第なり之れを以て第六次通常民會召集の辭を致します(拍手)

鈴木議長 是れより本日の議事日程に入らん

(6) 日程第一、民會議長選舉

鈴木議長 是れより日程第一居留民會議長選舉を行ふ順序なるが例により選舉立會人を選ぶの要あり就ては議事の進行を圖る爲め議長より指命して異議なきや(異議なし)

鈴木議長 然らば指名すべし

(西本茂吉君)

富成一二君

鈴木議長 投票を行ふに先だ諸君に御願あり夫れは昨年の民會に於て本員が議長に當選の際再任を御辭退せんぞ思ひしも一且當選したる上故なく辭任するは惡例を

鈴木議長

富成一二君

將來に始す嫌あるを以て杜けて今回限り就任すべき旨を宣言致し置きたる事もあり夫れのみならず前月曜より病氣に罹り今尚ば服薬静養中なるも一ヶ月の任務を全ふせんか爲め病氣を力めて今夕は出席したる次第にて後任者の就任後可成退場静養の心算なれば事情御詠察ありて無駄な投票は一票も御入れ下さらんことを切に御願ひ致します

鈴木議長 舊來の議員諸君は投票の方法は御承知の苦なるも新たる議員もあれは念の爲め一言せん投票は無記名式にして法人の代表者に對する投票は代表者の氏名を記するのも單に何々會社と記するも有効として合算すへし次に委任を受けたる向は名刺に自己の外何名と記載せられたし

(西本茂吉君)

富成一二君立會

投票 票

鈴木議長 投票済みたるを以て是より開函すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票

有効總數四拾五票

内

二十一票 小貫 康治君

十二票 鈴木 敬親君

六票 福山 義春君

(5) 内

二十六票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 鈴木 敬親君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨治郎君

貴慶治鈴木敬親の両君に就き決選投票を行ふべし

鈴木議長 富成一二君立會

投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數を合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十票 小貫 康治君

十八票 鈴木 敬親君

四票 長峰 與一君

二票 森 辨

要旨
一、日本租界に完全なる下水道を設置する事但し工費は團債を以て之れに充
て
理由

從來我租界内には下水道の設置なし然るに由來殆んと潔癖とも稱すべき邦人は
常に清潔保持上水の使用量少からざるもの之れ等使用済汚水は直ちに適當なる排
水場に流失せしむる能はず自然數時間若くは數十時間に亘り狹き邸内に貯留し
て苦力の搬出を待つ外なく其不便不潔なるこそ殆んと見るに忍びざるのみな
らず我租界内居住多數支那人の如きは街路上に汚水を散布して尙且平然たるもの
の多し右等は畢竟完全なる下水道の設備なきに因るものにして其結果たるや只
獨り不快不便に止まらず悪疫豫防上に對しても頗る寒心に堪へざるものあり依
て急速設備の完成を緊要と認む

右提出候也

大正二年三月二十四日

提出者 富成一二

外拾名

富成一二君 西本茂吉

富成一二君 本員は右建議案提出者なるを以て一言説明せん昨年の民會に於ても一
の建議案を提出したることあり當時行政委員たる長峰君は採決によりて之れを有効
ならしめんと努むる心情を大に悲むと述べられたるを以て這回は豫め長峰行政委
員會議長に懇談せり要するに今回團債を起して公會堂其他の建物を建築せらるゝに
於ては序に我等來不便を感じつある下水工事を併せて施設せられて事を希望す
る次第にして因より重大なる問題にして隨て財政に伴ふ事業なれば此の機會を利用
し建議の旨趣を貫徹せしめ度茲に提出したる所なり

西本茂吉君 本員も此下水案に賛成したる一人なるを以て一言せん我租界に下水道
を貫通せしむるは今更疎々するの必要なかるべし今回團債を起して公會堂を建築さ
るゝならば下水道も起して之れを整理せらるゝ方得策なりと信ず然して工費は幾千
を要するや其他の案は將來選舉せられたる新行政委員に一任して具体的の案を立て
臨時民會に圖るか或は來年度の民會に提出せられん事を希望す
長峰委員 下水問題に關しては既往に於て屢行政委員會の問題となり大に研究せり
事經濟上と且つ技術上に關り其費用も又多額を要するものなるを以て尙充分研究せ
んと思考したるなり偶外國租界の實情を調査せしに先づ佛租界は下水道なるものに
對し非常なる奮發を以て即ち材料に五萬二千兩外に工費を加へて約十萬兩を費せり
と聞く而して其結果成績不良にして且つ加ふる此他租界等の比評を受け即ち英租界
の技術等は云ふ彼は餘計な大金を七中に理めたりと笑ひ居れど英租界的如き
は施設なし只アストルハウス等の如き護岸に近き處は各自に於て河岸まで鐵管を通
し以て流水せしめあるも其他に於ては未だ設計したる所なし而して現在法租界の如
き施設に至りては衛生上有害にして汚物は鐵管の底に沈み上水のみは流通するも瓦

(10)

(9)

(12)

(11)

斯は地下に充滿し衛生上反りて宜しからず而して汚水の薬却方は現在我租界に行は
れ居る法は反りて衛生上適合せりとの事なるを以て團債を起して迄是れを敷設する
ことは不可能ならんと信し立案せりし次第なり

沖田介次郎君 本員も賛成の一人なり只今行政委員の説明によりて法租界に於ける
設備は能く分明せり凡そ外人は二便其一度に廻るるを以て汚物は沈澱するならん即
ち外國租界に英租界の家屋は大なるを以て下水道の必要を認めざるも日本人の家
屋は密接し貧困者の多くして日々洗濯する汚水は直に溜り汚水苦力の来る時間一定
せざるのみならず支那人の如きは夜中道路上に之を放散し殊に汚水苦力は糞場に運
ばずして其附近に放棄し不潔極まりを要するに汚物は籠に入れ汚水のみを流通せし
めんには放て鐵管に沈澱する如きことながらん本員は下水道は決して衛生上に害あ
らずと認むるを以て法租界は白河に流すも日本租界は不可能なるを以て海光寺方面
の低地に流通せしむれば差支へながらんと思ふ是非實行を願ふ次第なり

原田俊三郎君 大分議論も盡きたゞと思ふが然し是れは重大なる問題なり事財政に
伴ふものなれば今茲に其可否を決することを覺束なし何れ豫算審査委員を選舉せらる
ゝことなれば此案は右委員に附託し慎重に審議の上立案し討議せられんことを願ふ

小貫議長 件ふものなれば是れは右委員に附託し慎重に審議の上立案し討議せられんことを願
ふ

長峰委員 他に意見なきや

富成一二君 只今長峰委員より両便共に棄却度旨説明あり大に満足せり尙衛生上
に付藤田委員の意見を伺ひたし

藤田委員 是の問題は昨年より話題に上れるものにして萬一海光寺方面へ流すとせ
は勢ひ何れにか溜場所を造らざるべからず白河は高地なれば不便甚ながらず又二便
共流通せしむるは甚た不可能なり現下官地拂下問題すら未定なるに是の下水道を實
行するは少しく早計に過ぎるの感あり案は極めて重大なる問題なれば五人乃至十人
の委員を擧げ一ヶ月間研究するの價値ありと信す

富成一二君 藤田君に同ひたるは衛生上有害と認めあるや否やにあり
沖田介次郎君 行政委員諸君は此問題を討議せらるゝに當り専門家に就き尋ねられ
たることあるや

長峰委員 有ります松村君を介して各外國租界の技術に尋ねたり

西本茂吉君 本員は賛成の希望は已に述べたるものとは經濟状態に伴ふ様に願ひたし
直に是の民會に於て決議を願ふ譯にあらざるを以て敢て委員を擧はすとも宜しか
らんと思ふ

中戸川忠三君 是の案は重大なる問題なれば本員は原田君の説に賛成す尙下水溝に

<p>(14)</p> <p>天津日本租界居留民團資料</p> <p>関連せる意見あるを以て一言せんそは昨年降雨の際天仙茶園の附近一帯雨水氾濫し殆んど屋内へ侵入せんとする有様にして是等は下水溝不完全に歸するものなれば本年中に併て改修實行せられんことを望む</p> <p>豊岡委員 只今原田君の説は豫算審査委員に附託して慎重審議の未必要ありと認むるに於ては更に今回の民會に圖りて決定せらるゝ意見なるや</p> <p>原田俊三郎君 然らず只審査委員に採用するや否やを附託するにあり</p> <p>豊岡委員 是の問題は理論上甚だ結構なることにして諸君に於ても恐らく不賛成なからん本員も委員に附託して研究するを穩當なりと考へ仍て原田君の説に賛成す</p> <p>原田俊三郎君 討論終結と認むるに付採決せられだし</p> <p>長峰委員 是れは信認せられたる次の行政委員に一任し其行政委員が任期中更に審議し以て次期の民會に提出するさせは大に研究すべき餘地あると認むるを以て左様願ひたし</p> <p>富成一二君 本員は建議案なるものには甚だ懲りて居りますから條件付にて之を撤回し新行政委員に一任せんと思ふ仍て此案に賛成せられたる西本君の意見如何</p> <p>西本茂吉君 撤回の必要を認めず長峰委員の意見も大差なし富成君の撤回説を撤回せられだし</p> <p>鈴木委員 是の問題は如何程論したりとも未だ具体的に成立あらず富成君の撤回説よりか西本君の説は至當なりと考ふを以て新行政委員に一任し研究せは完全なるものと出ることを信ず</p> <p>小貫議長 撤回説に賛成者なきと認めます</p> <p>小貫議長 審査委員附託と新行政委員一任との両説に附き採決致します</p> <p>原田俊三郎君 諸事の進行を拂らん爲め前説を取消し西本君説に賛成す</p> <p>豊岡委員 本員も原田君説と同感なり</p> <p>小貫議長 下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに異議なきや</p> <p>(異議なし)</p> <p>小貫議長 然らば下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに致します(拍手)</p> <p>◎日程第三、明治四十四年度民團歲入出決算</p> <p>◎日程第四、明治四十五年大正元年度民團特別基金決算</p> <p>◎日程第五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算</p> <p>小貫議長 是れより日程第三、第四、第五の三案を一括して議題と致します是れは御承知の通り已に出納検査委員の檢閱を経たものなれば御承認を願ひます(異議なし)</p> <p>小貫議長 夫れては異議なきにより總て承認と認めます</p> <p>◎日程第六、明治四十五年大正元年度民團歲入出追加豫算案に移ります</p> <p>小貫議長 日程第六明治四十五年大正元年度民團歲入出追加豫算案に移ります</p>	<p>(13)</p> <p>天津日本租界居留民團資料</p> <p>関連せる意見あるを以て一言せんそは昨年降雨の際天仙茶園の附近一帯雨水氾濫し殆んど屋内へ侵入せんとする有様にして是等は下水溝不完全に歸するものなれば本年中に併て改修實行せられんことを望む</p> <p>豊岡委員 只今原田君の説は豫算審査委員に附託して慎重審議の未必要ありと認むるに於ては更に今回の民會に圖りて決定せらるゝ意見なるや</p> <p>原田俊三郎君 然らず只審査委員に採用するや否やを附託するにあり</p> <p>豊岡委員 是の問題は理論上甚だ結構なることにして諸君に於ても恐らく不賛成なからん本員も委員に附託して研究するを穩當なりと考へ仍て原田君の説に賛成す</p> <p>原田俊三郎君 討論終結と認むるに付採決せられだし</p> <p>長峰委員 是れは信認せられたる次の行政委員に一任し其行政委員が任期中更に審議し以て次期の民會に提出するさせは大に研究すべき餘地あると認むるを以て左様願ひたし</p> <p>富成一二君 本員は建議案なるものには甚だ懲りて居りますから條件付にて之を撤回し新行政委員に一任せんと思ふ仍て此案に賛成せられたる西本君の意見如何</p> <p>西本茂吉君 撤回の必要を認めず長峰委員の意見も大差なし富成君の撤回説を撤回せられだし</p> <p>鈴木委員 是の問題は如何程論したりとも未だ具体的に成立あらず富成君の撤回説よりか西本君の説は至當なりと考ふを以て新行政委員に一任し研究せは完全なるものと出ることを信ず</p> <p>小貫議長 撤回説に賛成者なきと認めます</p> <p>小貫議長 審査委員附託と新行政委員一任との両説に附き採決致します</p> <p>原田俊三郎君 諸事の進行を拂らん爲め前説を取消し西本君説に賛成す</p> <p>豊岡委員 本員も原田君説と同感なり</p> <p>小貫議長 下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに異議なきや</p> <p>(異議なし)</p> <p>小貫議長 然らば下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに致します(拍手)</p> <p>◎日程第三、明治四十四年度民團歲入出決算</p> <p>◎日程第四、明治四十五年大正元年度民團特別基金決算</p> <p>◎日程第五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算</p> <p>小貫議長 是れより日程第三、第四、第五の三案を一括して議題と致します是れは御承知の通り已に出納検査委員の檢閱を経たものなれば御承認を願ひます(異議なし)</p> <p>小貫議長 夫れては異議なきにより總て承認と認めます</p> <p>◎日程第六、明治四十五年大正元年度民團歲入出追加豫算案に移ります</p> <p>小貫議長 日程第六明治四十五年大正元年度民團歲入出追加豫算案に移ります</p>
--	--

<p>(16)</p> <p>天津日本租界居留民團資料</p> <p>(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきにより承認と認めます</p> <p>◎日程第七、雜種課金條例中改正案</p> <p>鈴木委員 朗讀を省き直に第二讀會を開き逐條審議に願ひます(賛成)</p> <p>小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきと認め逐條審議を致します</p> <p>長峰委員 大体の説明は後に附則しある如く御了解のことと思ふ小なる者に迄徵税するかの如く見ゆるも荷物等の如き者には課稅せず酌處の區別しあるは之は文章にて御判断を願ひ亦遊樂業であるは現今にては玉突場等を指したるものなり</p> <p>西本茂吉君 酌處の甲乙に區別しある理由を明白に説明を望む</p> <p>長峰委員 甲は意味兩様の客席に侍べるもの乙は主として酒席に侍べるものなり</p> <p>長岡徳三郎君 只今酌處の二種に附て説明ありしも客席に侍べる者と否らざる者との區別は何により認むるや</p> <p>西本茂吉君 只今説明したる如くにして實際の判別は容易ならざるも警察署の調査に待つより他に良策なし</p> <p>小貫議長 第一項に質問なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 第二項に質問なきや(異議なし)</p> <p>原田俊三郎君 第三項より第六項まで一括に願ひたし(賛成)</p> <p>西本茂吉君 理髮業の内に女髪結は入れあるや</p> <p>長峰委員 然り舍み居れり</p> <p>鈴木委員 最早質問を盡きたりと思ふ元來第三讀會なるものは法令によれば翌日之れを開くべきものなるもこは豫算と關係あるを以て本日確定致したし(賛成)</p> <p>小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 夫れては雜種課金條例中改正案は異議なきと認め可決確定と致します</p> <p>◎日程第八、碼頭條例中改正案</p> <p>小貫議長 日程第八碼頭條例中改正案に移ります(讀會省略)</p> <p>小貫議長 異議なきと認め讀會を省略し可決確定と致します</p> <p>◎日程第九、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案</p> <p>小貫議長 日程第九人力車及運搬車鑑札料規則中改正追加案を一括して一讀會を開きます</p> <p>長峰委員 大体に於て説明致します第三條の自用人力車は舊來の通りにして其他のものは從來徵稅規則なかりしが昨今馬車、自動車は日々其數を増し之れか爲め租界の道路を破壊することで甚だなるを以て他の諸車稅と均衡を保たん爲め徵稅するの必要を感じ此の案を提出したる次第なり中には各國租界と共通せざるべからざる</p>	<p>(15)</p> <p>天津日本租界居留民團資料</p> <p>(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきにより承認と認めます</p> <p>◎日程第七、雜種課金條例中改正案</p> <p>鈴木委員 朗讀を省き直に第二讀會を開き逐條審議に願ひます(賛成)</p> <p>小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 異議なきと認め逐條審議を致します</p> <p>長峰委員 大体の説明は後に附則しある如く御了解のことと思ふ小なる者に迄徵税するかの如く見ゆるも荷物等の如き者には課稅せず酌處の區別しあるは之は文章にて御判断を願ひ亦遊樂業であるは現今にては玉突場等を指したるものなり</p> <p>西本茂吉君 酌處の甲乙に區別しある理由を明白に説明を望む</p> <p>長峰委員 甲は意味兩様の客席に侍べるもの乙は主として酒席に侍べるものなり</p> <p>長岡徳三郎君 只今酌處の二種に附て説明ありしも客席に侍べる者と否らざる者との區別は何により認むるや</p> <p>西本茂吉君 只今説明したる如くにして實際の判別は容易ならざるも警察署の調査に待つより他に良策なし</p> <p>小貫議長 第一項に質問なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 第二項に質問なきや(異議なし)</p> <p>原田俊三郎君 第三項より第六項まで一括に願ひたし(賛成)</p> <p>西本茂吉君 理髮業の内に女髪結は入れあるや</p> <p>長峰委員 然り舍み居れり</p> <p>鈴木委員 最早質問を盡きたりと思ふ元來第三讀會なるものは法令によれば翌日之れを開くべきものなるもこは豫算と關係あるを以て本日確定致したし(賛成)</p> <p>小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)</p> <p>小貫議長 夫れては雜種課金條例中改正案は異議なきと認め可決確定と致します</p> <p>◎日程第八、碼頭條例中改正案</p> <p>小貫議長 日程第八碼頭條例中改正案に移ります(讀會省略)</p> <p>小貫議長</p>
--	--

(22)

(21)

長岡徳三郎君 本員は昨年の民會に歳入第二款の藝妓、酌婦、料理店並に藝妓置屋税なるものに附て建議案を提出せし處當時は財政状態の許さざる爲め他方面より提出せられたる請願書も取下けられる有様なりしに由り本員も四月の情狀を顧みて之れを撤回するを同時に一言希望を述べたりしも今日まで何等満足すべき事實を示されず甚だ遺憾に堪へりしを以て先日更に行政委員會に請願書を提出せし處今の場合財政の許さざる爲め如何とも能はざるもの年來の志望なれば次期の行政委員には必ず其希望に應すべく様申告くその理由にて却下せられたり如斯次第なるを以て本員は更に審査員並に新行政員に向け當業者か年來主張する減税の趣旨を採用せられ本員等の希望をして充たさしめられん事を望む

長峯委員 藝妓豫算の増額したるは等、二等の等級に於て多少増加したる爲めなり只今長岡君は減税に付て其所感を述べられたり本行政委員會は其希望を容れん事に力めたりしも民團の政は日に一膨張する有様にて遺憾ながら其機會を得るの暇なかりしにより止むを得ず次期の行政委員に之れが實行方を申懇んことに一決せり聞く如くんは藝妓置屋主は常に商賈不景氣にして加るに重稅を課せられ立ち行さる云ふも彼等は妾を落ひ或は要錢し論より証據藝妓の明書を見れば何れも相應賣上をなし而して醜業婦の數は年々輸入超過の傾向を示せり此言果して的中せば現在の負担額は敢て重からず事實立ち行かざるものとせば廢業して差支へなからんかと思ふ

富成一二君 歳出警備費に於て昨年より遙かに増加せり曾て外務省に申請せられたる補助の件に關し回答ありしや

長峯委員 未た何等の指令に接せず

富成一二君 歳出の水代に於て漏水は日百餘斗に計上しあり漏水に付て年々一問題となり居れり要するに給水場少なき爲め欠損を生ずるものならん彼等の給水法を目撃するに甲者より乙者にホー^トを入る^トときには漏水量少しがれず敢て自己本意を主張するにあらず元來開口附近即ち支那人等の方面には從來請願しあるも願意徹底せざるか未た其^ノ運びに至らず此際是非給水場を設置せられたし此方面には水道水の多量に使用する者等あり即ち造酒廠石鹼製造商又はスチームを使用する工場等ありて遠方より運搬し來ること不便少なからざるのみならず漏水を防壓するに關係あるものと考ふるを以て速に敷設せられんことを希望す

福山委員 漏水は只今富成君の述べられたる如く昨年以來より研究問題となり居れり昨年に於て當局者は出來得る丈け注意を拂つて研究したる結果是の欠損は漏水のみに止らず即ち水源に備付あるメートル^ト枝線にあるノートル^トとは其の情力の弱強により必ず幾千の歩減を生ずるものなることを發見せるも尙一層の注意を以て調査致し居る次第なり給水場は居住者の増加に應し増設することに成り居れり只今の希望は充分に斟酌することに致します

西本茂吉君 漏水の歩減中に公園に使用する水量並に出火に要する水量等含みある

(24)

(23)

長峯委員 計上しわらす公園、出火の分は各他の項目中に計上せり

長峯委員 警備費の増額に付て説明せん本年度に於ける増額の理由は巡捕十名を増加したる結果なり之れは監督官廳よりの要求にして即ち現時多數なる支那人の當租界に移住したる爲め從來の巡捕數にては取締上不可能との事なりしより當局者は参考上他租界の警務事項を調査したるに先づ英租界内には現在支那人四千二百五十九人其他の者七百〇三人あり之れに對する巡捕數は百二十七名なる然るに我租界内には支那人一万三千八百六十八名其他の^ク千九百五十一名にして之れに對する巡捕は僅かに六十八名に過ぎず數より之れを打算せば他租界に比し我租界は遙かに下級にあり故を以て茲に増加したる次第なり

富成一二君 外務省に申請したる警備補助は望みなきや

長峯委員 總領事より未た何等通知なきを以て尙有望と認め居れり巡捕に附ては一般に種々なる比評あるも監督者にありては之れが改良に力めつゝありと聞けり

沖田介次郎君 漏水に付て一言せん元來水のノートル^ト或は電燈のノートル^ト其何れを問はず租界に使用するものは大抵老頭兒にして使用し立たざるものと聞けり果して然るや

豊岡委員 只今ノートル^トに付て御注意ありたるも目下租界局に使用の分は正確のものなり福山委員より説明せられたる如く年々漏水量の減少せざる爲め大に研究したる結果自来水公司の技術に就き尋ねし處水源の水量器と他の枝管の水量器とは漏水する隋力の強弱による割合の歩減あることは免れざる處なりとの事にて茲に漏水の重なる原因を發見したるなり

小貫議長 他に質問なきや

原田俊三郎君 質問なし速かに委員附託に願ふ

小貫議長 臨時土木案も一度に附託致し度きを以て質問ありたし。

長岡徳三郎君 臨時土木費水道の部に於て曙街の一部とは何れの方向なるや

長峯委員 敷島前より芙蓉館角までなり

富成一二君 井戸十三ヶ所は何處なるや

(赤山技手参考として説明す)

沖田介次郎君 以前は水道鐵管の屢破損あり現時之れを耳にせざるも思ふに鐵管破損は電車の電流漏洩より生ずるものならん現に昨年の夏試験的に備へ付けのハンモオタを取り外すに當りスウイッチに手を觸る^トや忽ち感電し正に卒倒せん^トせし事あり是等は地下に埋めある電流より來りしものならんか隨^ト水道鐵管に漏泄して破損を來す事あるべしと信す仍て自來水公司に交渉し地下の電線を取り外し上部に之れを架せしめ以て弊害を防ぐ様に願ひたし

田村源三郎君 水道敷設は一部に止めずして曙街全般に願ひたし元來水の多量に使用する處は家の大小は別として曙街なりと信す夫れは全街の八九分迄は水商賣にし

<p>(26)</p> <p>小貢議長　御意見も盡さたりと思ふ此の二案を一括して審査委員に附託致し度し異議なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　委員附託に賛成者多數と認むるを以て其儘委員に附託すべし</p> <p>小貢議長　豫算審査委員は例により五名となすべきや(五名賛成)</p> <p>小貢議長　是れより豫算審査委員を選舉すべし</p> <p>原田俊三郎君　例により議長の指名に願ひたし</p> <p>小貢議長　議長の指名にて異議なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　異議なきにより指名すべし</p> <p>富成　一二君　原田俊三郎君　岡村　繁蔵君　西本　茂吉君</p> <p>安田　安太君</p> <p>以上五名を指名します(拍手)</p>	<p>(25)</p> <p>小貢議長　他に意見なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　異議なきにより之れより第二讀會を開きます(賛成)</p> <p>西村委員　本案は五名の審査委員を撰みて附託せられんことを望む尙委員の選定は前例により議長の指名に願ひたし</p> <p>原田俊三郎君　七萬弗團債の利子は七歩以内に借り入る見込なるや</p> <p>長峯委員　大体は當地の横濱正金銀行支店と數回の交渉を重ねたる結果繰りたるものより議長の指名に願ひたし</p> <p>原田俊三郎君　夫れでは非常に安心せり</p> <p>西本茂吉君　本員は附屬家屋は公園内に於て不可能なれば他に適當なる地所を借りて建築願ひたし今はこの附屬家屋の部分は削除せらるゝも早晚亦之れか建設をする時機は必ず来るこぞ思ふ只地所變更の問題なるのみなるを以て原案の儘とし場所にて修正を加ふれば可ならん是れは重大なる問題なれば五名の審査委員にては少しこそ考ふ</p> <p>原田俊三郎君　夫れでは非常に安心せり</p> <p>西本茂吉君　本員は附屬家屋は公園内に於て不可能なれば他に適當なる地所を借りて建築願ひたし今はこの附屬家屋の部分は削除せらるゝも早晚亦之れか建設をする時機は必ず来るこぞ思ふ只地所變更の問題なるのみなるを以て原案の儘とし場所にて修正を加ふれば可ならん是れは重大なる問題なれば五名の審査委員にては少しこそ考ふ</p> <p>西本茂吉君　御注意は謝するも審査委員に於て本員の希望を採用せば可なり</p> <p>原田俊三郎君　本員も西本君に賛成</p> <p>富成　一二君　速かに委員附託に願ひたし(賛成)</p> <p>小貢議長　委員附託に賛成多數と認むるを以て委員に附託すべし</p> <p>小貢議長　委員は十名説多數と認めり異議なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　然らば委員は十名とし撰定法は前例により議長の指名と致します(賛成)</p> <p>小貢議長　先刻指名したる豫算審査員の外に</p> <p>中戸川忠三君　沖田介次郎君　大亦　秀助君　日高松四郎君</p> <p>平野爲次郎君</p> <p>以上の五名を指名します(拍手)</p>
---	--

<p>(28)</p> <p>小貢議長　是れより日程第三に移ります</p> <p>長峯委員　是の案に對し茲に修正を加へたる理由に附て一言せん原案には吏員宿舎も建築する如く組入れし處其後總領事に公園内に民團役所公會堂等建築方に附相互通過せしむるを至當と考へ即ち吏員其他の宿舎を建築せざるものとして修正を加へたる次第なり隨て豫算上約九千弗計りの減少を見るこぞなれり</p> <p>沖田介次郎君　吏員宿舎を建築せざるは場所の爲めに起りたるものなるや其他のものは公園にあらざれは不可能なる意見なるや</p> <p>長峯委員　公園内を使用するこせは或る期間までは殆んど無償に借り得らるることみならず亦風致上宜しからざるご認むとの事にて賛成せられる模様なるにより萬一民會に於て可決するも總領事に於て認可せられるものとせは之れを修正して通過せしむるを至當と考へ即ち吏員其他の宿舎を建築せざるものとして修正を加へたる次第なり隨て豫算上約九千弗計りの減少を見るこぞなれり</p> <p>沖田介次郎君　吏員宿舎を建築せざるは場所の爲めに起りたるものなるや其他のものは公園にあらざれは不可能なる意見なるや</p> <p>西本茂吉君　只今西本君の希望として建築方法は場所だけ變更しても建築したきさの事なるも之れを希望に止めずして決定しては如何</p> <p>西本茂吉君　御注意は謝するも審査委員に於て本員の希望を採用せば可なり</p> <p>原田俊三郎君　本員も西本君に賛成</p> <p>富成　一二君　速かに委員附託に願ひたし(賛成)</p> <p>小貢議長　委員附託に賛成多數と認むるを以て委員に附託すべし</p> <p>小貢議長　委員は十名説多數と認めり異議なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　然らば委員は十名とし撰定法は前例により議長の指名と致します(賛成)</p> <p>小貢議長　先刻指名したる豫算審査員の外に</p> <p>中戸川忠三君　沖田介次郎君　大亦　秀助君　日高松四郎君</p> <p>平野爲次郎君</p> <p>以上の五名を指名します(拍手)</p>	<p>(27)</p> <p>西本茂吉君　本員は附屬家屋は公園内に於て不可能なれば他に適當なる地所を借りて建築願ひたし今はこの附屬家屋の部分は削除せらるゝも早晚亦之れか建設をする時機は必ず来るこぞ思ふ只地所變更の問題なるのみなるを以て原案の儘とし場所にて修正を加ふれば可ならん是れは重大なる問題なれば五名の審査委員にては少しこそ考ふ</p> <p>西本茂吉君　本員は附屬家屋は公園内に於て不可能なれば他に適當なる地所を借りて建築願ひたし今はこの附屬家屋の部分は削除せらるゝも早晚亦之れか建設をする時機は必ず来るこぞ思ふ只地所變更の問題なるのみなるを以て原案の儘とし場所にて修正を加ふれば可ならん是れは重大なる問題なれば五名の審査委員にては少しこそ考ふ</p> <p>西本茂吉君　御注意は謝するも審査委員に於て本員の希望を採用せば可なり</p> <p>原田俊三郎君　本員も西本君に賛成</p> <p>富成　一二君　速かに委員附託に願ひたし(賛成)</p> <p>小貢議長　委員附託に賛成多數と認むるを以て委員に附託すべし</p> <p>小貢議長　委員は十名説多數と認めり異議なきや(異議なし)</p> <p>小貢議長　然らば委員は十名とし撰定法は前例により議長の指名と致します(賛成)</p> <p>小貢議長　先刻指名したる豫算審査員の外に</p> <p>中戸川忠三君　沖田介次郎君　大亦　秀助君　日高松四郎君</p> <p>平野爲次郎君</p> <p>以上の五名を指名します(拍手)</p>
---	---

これは大に熟考を要する次第なり
小貴議長 今晩は豫定の議案を議せしを以て是れにて散會致します尙ほ審査委員會は明十九日午後一時より租界局に於て開會すべし民會は明十九日休會し来る二十日午後七時より開會致します(拍手)

時に午後十一時五十五分

第三回

三月二十日 会場 日本俱樂部

議事日程

第一、天津日本人商業會議所補助繼續の件

第二、大正二年度臨時土木費收入出豫算案(第二讀會續)

第三、大正二年度民團歲入出總豫算案(第二讀會續)

第四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案(第二讀會續)

第五、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案(第二讀會續)

第六、營業課金條例中改正案(第二讀會續)

第七、取得課金條例中改正案(第二讀會續)

第八、行政委員并に豫備行政委員選舉

(34)

第九、民團出納檢查委員選舉

第十、前民會議長鈴木敬親君に対する謝意表彰建議案(西村博君提出)

◎日程第一、天津日本人商業會議所補助繼續の件

午后九時十分開、議員の出席若くは代表せらるゝ者六十一名

小貴議長 議員の出席定數に達せるを以て之より開會致します前回委員附托となり

し大正二年度民團歲入出總豫算案及大正二年度臨時土木費收入出豫算案に対する特

別審査委員の審査の結果を御報告する前に日程を變更して天津日本人商業會議所補

助繼續の件を討議せんと欲す異議なきや(異議なし)

小貴議長 満場異議なきを以て原田君の説を容れ讀會を省界して直に可否を決せん

す

長峯委員 本案に關しては説明書を諸君の許に届けあれば夫れて大要御承知の事とと思ふ、即ち本年二月商業會議所より行政委員會に向けて本年度より向ふ三ヶ月間從來の通り補助繼續方請願せるを以て行政委員會に於ては審議の結果之を必要と認め大正二年度總豫算案歲出臨時部に項目を設け計上したるに昨日審査委員會席上に於て質議起り年限等明瞭を缺きたる点もあり且つ一應議案として提出する方様當なるを認め特に繼續年限等詳記して茲に提出したる次第なれば全會一致を以て御賛同あらんことを請ふ

原田俊三郎君 只今長峯委員より説明ありし商業會議所補助繼續は大に必要を認む

(33)

小貴議長 即ち我日本租界の繁榮は常に商人の盛衰に據る所多大にして商人の盛衰は租界の發

展と相伴ふと云ふも不可なく之等商工業者の機關たる商業會議所をして活動せしむ

るは最も緊要の事に屬す殊に商業會議所に與ふる補助は極めて僅少にして民團の財

政に大なる影響あるを認めず從來與へ來りたる補助金を本年度より止めんか俗に謂

ふ佛造つて魂を入れざるに拘らず今迄與へたる補助は無意味に終る事となるなし租

界の繁榮を助長する上に於て商業會議所は妙ながらぬ効果有るを認む故に本員は

讀會を省界して全會一致を以て可決せん事を希望す(拍手)

小貴議長 原田君の説に異議なきや(異議なし)

小貴議長 本案に對して異議なきや(賛成異議なし)

小貴議長 異議なきを以て本案は可決確定と致します(拍手)

小貴議長 日程第二、大正二年度民團歲入出總豫算案第二讀會即ち昨日審査員に附托したる議案に付き審査委員長より審査したる結果を報告すべし

原田審査委員長 前會議に於て我々審査委員に附托されし議案中大正二年度民團歲

入出總豫算案及大正二年度臨時土木費收入出豫算案の審査の結果を便宜上合せて報

告すべし審査委員會は兩案に對し逐條に亘り厳密なる審議調査を遂げたり而して一

昨晚可決されし雜種課金條例中改正案、碼頭條例中改正案、人力車及運搬車鑑札規

則中改正案及行商人鑑札料條例等の新設及改正に連れ歲入出豫算の上に當然數字を

(36) (35)

即ち我日本租界の繁榮は常に商人の盛衰に據る所多大にして商人の盛衰は租界の發展と相伴ふと云ふも不可なく之等商工業者の機關たる商業會議所をして活動せしむるは最も緊要の事に屬す殊に商業會議所に與ふる補助は極めて僅少にして民團の財政に大なる影響あるを認めず從來與へ來りたる補助金を本年度より止めんか俗に謂ふ佛造つて魂を入れざるに拘らず今迄與へたる補助は無意味に終る事となるなし租界の繁榮を助長する上に於て商業會議所は妙ながらぬ効果有るを認む故に本員は讀會を省界して全會一致を以て可決せん事を希望す(拍手)

小貴議長 満場異議なきを以て原田君の説を容れ讀會を省界して直に可否を決せん

小貴議長 原田君の説に異議なきや(異議なし)

小貴議長 本案に對して異議なきや(賛成異議なし)

小貴議長 異議なきを以て本案は可決確定と致します(拍手)

小貴議長 日程第二、大正二年度民團歲入出總豫算案第二讀會即ち昨日審査員に附托したる議案に付き審査委員長より審査したる結果を報告すべし

原田審査委員長 前會議に於て我々審査委員に附托されし議案中大正二年度民團歲

入出總豫算案及大正二年度臨時土木費收入出豫算案の審査の結果を便宜上合せて報

告すべし審査委員會は兩案に對し逐條に亘り厳密なる審議調査を遂げたり而して一

昨晚可決されし雜種課金條例中改正案、碼頭條例中改正案、人力車及運搬車鑑札規

則中改正案及行商人鑑札料條例等の新設及改正に連れ歲入出豫算の上に當然數字を

(38)

(37)

を得す其理由は先刻説明せる通り租界内の居住者前年よりも増加を來たせる爲め自然巡捕の増員を必要とするに至れり然るに審査委員中に反対説を稱ふる者あり即ち在來の巡捕を觀るに割合に成績宜しからず此上警備費を増すも何等の効果なかるべしと然らば之を現在の處にて放任する能はざる勿論にして之が改良の方法を講せざるべからず折角民間に於て歳出額の約七分一に該當する多額の警備費を支出しある以上は之を生かして使用するの要あり審査委員會に於ても多くの意見ありたり然れ共是は多く已往に關する事項にして現在監督官に於ても充分の成算あるを認め今後出來得る限り改良の實を擧くべしとの申出あり改良方法の内容を認められたる書類も昨日拜見せり故に審査委員會に在りては監督官憲の聲言に信頼し我居留地の益々安泰なるべきを豫期し原案の通り二千百三十餘弗の増加を喜んで認めたる次は大正二年度臨時土木費歳入出豫算案にして之は諸君の御手許に配付せる報告書に依りて御承知の事ならんが旭街道の改築は當然の必要と認め別に修正を施さず原案を採用せり水道の布設は一方に偏するよりも今少しおもを認むる部分に敷設するを可とする委員の提說あり委員會にて審査の結果居留地の最も必要な部分に活用的を主眼として敷設するに査定し即ち必要な部分に不必要な部分を廻す事なし其適用を行政委員に任する事として豫算は別に變更せずして承諾せり以上は二問題に就き豫算委員と會同して審査したる顛末にして歳入出豫算の數字其他詳細は豫算原案にある通りにて數字は別に動かせる所なし其他疑問の箇所あれは御遠慮なく御質問を請ふ(拍手)。

小貫議長 原田君の審査報告に意見若しくは質問なきや
今井嘉幸君 少し問題外に亘るやも計られされど一寸本員は聞き度事あり夫れは支那人より耳にしたる事柄にて此一ヶ月程以前に天仙茶園に於て法政學堂の學生で座元と喧嘩して金錢を失へる事あり當時巡捕の態度が頗る怪しかりしが日本租界内なるを以て追究するを得ず其後警察署に事情を述べしも既に其以前に巡捕の行動怪しく皮肉に云へば巡捕と座元と醜關係を有するものゝ如く是れは即ち其一例に過ぎず他に尙ほ此種の風聞は屢々耳にする所なり我々支那へ來て居るものゝ最も遺憾に感するは巡捕なり斯かる無能の巡捕は寧ろ居なくとも可なりと思ふ支那人は日本人の如く理想的には行かざるも監督の宜しきを得は満更ら役に立たざるに非ず外國租界の中にも佛英の如きは規律の整然たるを見受く日本租界にては如何なる方法を以て改良するや單に在來の方法なるか又他に異りたる方法を講するにや伺ひたし

原田審査委員長 昨日警察署に赴き當局より聞き及びし所に依れば當該官憲の規則改正を見る迄は從来の方法も左したる變化なけれ共同時に講する刷新の方法とも見るべきは警察署内に巡捕の教育所を設け充分警察事務に通曉せしむる一面には租界を數區に分ち巡捕の受持區域を定めて力を注がしむるゝ今一つは日本巡査が表裏より之を監督して出來得る限り刷新を計る決心なりと又任用に就ては今迄の方針を改め人格、健康、學問の程度等にも幾分の注意を拂ひ任用するとの事なるを以て之

(40)

(39)

に信頼して豫算案を審査議定せり
沖田介次郎君 議入第二款雜種課金中藝妓の稅金三百六十六弗の削減は一等を二等に變するやは知らされ其金高も僅か三百餘弗に過ぎず今日の現状を見るに昔日と大に異なるあり前夜も曙街の委員より訴へ出でたるを開けるか昔は三四十名の藝妓に過ぎざりしに今日にては百名にも達せんとする多大の數に上れり藝妓營業が不引合不繁昌ならば其數が斯く増加する理由なし即ち收入の多きを證明せるものなり一方に於ては取得課金及營業課金の稅率を増し且公會堂其地の爲め團債を募らんとする時に際し一方藝妓稅の削減を計る如きは大に矛盾せりと云ふべし仮令金高は僅少なり其藝妓稅の削減に對しては本員は不賛成なり
西本審査委員 審査委員の一人として答辯せん先きに冲田君に對し反對の意見を述べ冲田君は削減と申されば前年の豫算額は九千五百八十二弗にして本年の豫算額は夫れより増加せるなり是は藝妓の數が多くなりたる爲め三百六十六弗を増せるものにて要するに前年の豫算通りになしたるに過ぎず冲田君は餘り彼の方面に散步せられざるに依り判明せざるならん本條は委員を信頼して御賛成ありたし
冲田介次郎君 昨年度より増すものを減するは削減に非すや御最負筋なる爲め別に値引する譯には非ざるか
鈴木委員 西本君より逐條審議に入りてはその意見出でたるも本員は豫算案査定に就ては信頼する人々を審査委員に選び其委員諸君が熱心に且つ周到なる御注意を以て審査されたるのみなれば只修正案を見て冲田君の如く修正の部分のみの議論を微し其他は充分豫算案を信用して可成議事の進行を圖り豫算に對する敬意を拂はれん事を希ぶ(賛成)
小貫議長 只今鈴木君の述べられたる意見に賛成あれば矢張り一括して採決する事にせん尙ほに御質問あれは陳へられたし
鈴木委員 一歎毎に尋ねては如何
沖田介次郎君 只今鈴木君より御意見ありし通り元より本員は信頼せる審査委員諸君が行政委員と共に充分審査されたるものなれば決して間違ひありとは思はず本員は至當なる審査を信するにより一括して之を御採決あらん事を希望す
小貫議長 冲田君の意見に異議なきや(異議なし)
小貫議長 異議なきを以て大正二年度居留民團歳入出總豫算即ち審査委員の修正したる歲入經常部に亘り異議なきや(異議なし)
小貫議長 意見なきを以て歲入の方は二讀會通過と認め歲出經常部全体に移ります
小貫議長 歳出の部に付て意見なきや(異議なし)
小貫議長 読會通過したものと認めます
鈴木委員 二讀會は結了せるが議事規則に依ると第三讀會は翌日若くは其後に於て講すべきものと規定されども然し明日は休暇なれば前例に倣ひ今夜は時間過る

(42)	小貫議長 鈴木君の意見の如く引続き第三讀會に異議なきや(異議なし)
(41)	小貫議長 异議なきを以て直ちに第三讀會を開きます
	小貫議長 本案に就て異議なきや(異議なし)
	小貫議長 满場異議なきを以て大正二年度居留民團歲入出總豫算案は可決確定と致します
	◎日程第三、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案
	小貫議長 次は大正二年度臨時土木費歲入出豫算案の第二讀會の續きに移ります
	小貫議長 本案に就て異議なきや(異議なし)
	小貫議長 別に異議なきを以て第二讀會通過を認む
	小貫議長 本案に就ても鈴木君の説の如く直に第三讀會を開かんと欲す異議なきや(異議なし)
	小貫議長 异議なきを以て第三讀會に移ります
	日高松四郎君 是は未定の問題なるが鳥渡氣付きしに依り一言せん旭街の人道をセメント板に改造せる後に於て下水道を敷設する事に決定せば折角改造せる道路を再び堀返へすに困難なる如き事なきや一方は茲に決議するも一方は未定の問題なれば若し斯かる結果ならば合意しからんや
	鈴木委員 日高君の質問に答へん人道改修後下水道を敷設する如き事若しありごせば如何んぞの点に就き行政委員會も研究する所ありたり御承知の通り本員の店の前は既に改修案の通り造りおりありて下水道を堀返へすに就てセメント板を研究せるに堀返へす爲め多少の経費は要すれば其上事の實驗上大したる費用を要せざるを確めたり
	中戸川忠三君 旭街の人道改修はセメント瓦のみを使用するや入口の所支け石を敷き荷物の出入に便せんと欲するか石を敷く部分の費用は全部各目に於て負担すべきや又は民團に於て幾分負担すべきや
	長谷委員 人道改修と全時に夫等の事項を含める取締規則を發表する筈にて中戸川君の質問は恰度山玉號の前の如くせんと欲するものならんが本豫算は今店の如く荷物を出入すべき部分は石を敷くを以て豫算を立てたるものにて特に石を敷くならは其部分だけに對する差額を民團に支拂ふ事に決せり
	小貫議長 他に意見なきや(異議なし)
	小貫議長 异議なきを以て本案は原案の通り可決確定と致します(拍手)
	◎日程第四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計 小貫議長 計祿例案
	小貫議長 大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案は前回特別審査委員會に附託せしを以て只今より二讀會の續きを開きます
	西本審査委員 昨日此民會議場に於て審査方を附託されたる民團事務所及公會堂

(44)	圖書館、附屬家屋建設工費特別會計祿例案に就き特別審査委員會を開き委員会全部十一名出席し議決する所ありたるを以て茲に其結果を報告すべし抑も民團事務所及公會堂圖書館等の建築は租界開闢以來未曾有の大建築物なるを以て慎重に審議を重ねたる結果配付せる署書の通り特別會計祿例案は原案の通り可決し民團事務所、公會堂及圖書館は大和公園内に建つる事に決定せるも吏員及教員宿舍は公園の風致を害する懼あるを以て多數の意見を容れ之は公園外の地に建築する事に議了せり隨つて事務所、公會堂及圖書館は其敷地を無償にて借入ることを得れ共吏員宿舍及教員宿舍は適當の地を選ぶに依り多め地代或は埋立費を要するは勿論なるを以て原案の豫算高にては不足の懼あり尚又民團事務所、公會堂及圖書館其他附屬家屋等も現在にては七万弗の費用を投じて建築せる者にて足るだらんも將來即ち十年後にて狹隘を感じるに至るやに計るべからずとの考へあり原案に加ふるに少し餘裕を以てし可成的宏壯なるものを建築することせり隨て原案の七万弗にては不足を告ぐるに依り取敢へす三萬弗を増し十萬弗の團債を募る事とし後の三萬弗は豫備費とし土地の買入等に使用するの外公會堂等の建築も多少立派にする必要に應して使用する事とせり此三萬弗増加するに就ては無論審査委員が詳細に貰り調査したる結果にして事實上止むを得ざる事に屬す尙一面より云はゞ十年程前述は揮一貫の書生なりし者が當今に及びては家屋を建築すると云ふ時代なるに未だ民團の住宅なくして民團として恥ずる所にして何所迄も他に恥じざる設備を施すの要わし審査委員會にて豫算額増加を可決すると共に同時に行政委員會に圖りたるに行政委員會も満場の賛成を得たれば諸君に於ても本修正案に御賛同あらん事を希望す夫より今一つ御報告すべきは只今御報告せる民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計祿例案は其儘なるも其説明書を少し訂正せり即ち第一項中の「吏員並に教員宿舍及合併」であるを除き但し書の次に「吏員並に教員宿舍は行政委員會に於て適當の地所を選定建築すること」の一項を加へ頭書の番號を順次繰下ぐる事とせり同時に收支概算にも異動を生じ利子も亦増加せり尚重ねて御報告するは此事たる民團としては重大なる案件に係り行政委員會のみにては不充分なる感あり夫は工事等にも比較的通曉せる者をする等の事あり爲めに特別委員を選出する必要起り行政委員會執務章程第二章第六條及第七條の規定に據り行政委員の外に特別委員五名を選び總べての建設を監視し工事終ると共に任期満了とし適切に五名の委員を選定するの發議を爲し行政委員會も之に賛同し全會一致を以て此豫算を可決したれば諸君に於ても何卒御賛成ありたし若し御異議あらば此席を下りて説明せん(拍手)
(43)	小貫議長 本案に就き他に異議なきや(異議なし)

(46)

(45)

小貫議長 異議なきに依り第三讀會に移ります本案に就て異議なきや(異議なし)

◎日程第五、民間事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計
歲入出豫算案

小貫議長 前案に關聯したる大正二年年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案の修正案を議すべし(異議なし)

小貫議長 本案に就ては別に異議なきを以て直に第三讀會を開かんと欲す異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て之より第三讀會に入る本案に異議なきや(異議なし賛成)

小貫議長 然らば本案は可決確定致し

◎日程第六、營業課金條例中改正案

小貫議長 次で營業課金條例中改正案及取得課金條例中改正案の二案の二讀會は別々に議する筈なれども特別審查員も同一なれば二案を合して議せんと欲す異議なきや(報告のみは緒にして決議は別にすべきだ)

小貫議長 報告のみは一緒に決議は別にすべきだとの説あるを以て同説に據り議せん尙委員長より審査の結果を報告すべし

原田審査委員長 前回御委任になりし營業課金條例中改正案並に取得課金條例中

改正案に就き行政委員と會同して充分なる審議を遂げたる結果原案が誠に至れり盡せりにて一点の修正を加ふるの餘地なきを以て原案を其儘は認したれば諸君も何卒満場一致を以て御賛同ありたし尙之に關聯したる事項を御報告せん課金の徵收法に伴ふ事柄にて即ち課金の徵收は從來四季に之を行ひ來りたるに課金の金額に據りては四にて割れるあり或は端數を生ずるものあり是等は日本現在の會計法規に準じ四捨五入の法を探り又端數は錢位に止むる事とし別段徵收方法に變更を加へず當局者の事務を執行する上に於て便利なる方法を採用せり

小貫議長 营業課金條例中改正案に就き御質問なきや

西本審査委員長 本員も審査委員の一人として尙且本員の提言したる事項あり以て一言すべし所謂四分一説を出せるものなるが審査委員會に於て行政委員と協議せるに營業課金は四分一説を探り居れ共に取得課金は千分一制を探れるに依り自然端數を生ず兩者共同しくならば可なり營業課金のみに四分一制を探る理由なし殊に五十仙迄は小銀貨にて徵收するが如きは極めて煩雜なりと思ふ一弗五十仙ならば二弗にて過剩錢を出す可せば敢へて面倒なく事務も亦灑落する事無し獨り取得課金に限り直し様なければ前説を取消し尙前に於て申述べたる如く營業課金最低額の五弗は専しと按摩の例を引きて話せしが之も五弗にて適當と認むるに依り茲に前説を採消す即ち取得課金中五百弗以上千分の一と云ふ率より割出せは取得課金の最低も五弗にて均衡を保つ必要上五と云ふ數字より繰上ぐる事とせりとの原案が最もこの事にて

(48)

(47)

營業課金最低五元を諒さし敢て御遠慮する譯には非ざれど原案を最も良き方法と認め満場一致を以て賛成したれば諸君も何卒御賛同あらん事を希望す(賛成)

小貫議長 本案に就て意見なきや(異議なし)

◎日程第八、行政委員並に豫備行政委員選舉

小貫議長 取得課金條例中改正案に就き御質問なきや(異議なし賛成)

小貫議長 本案も別に異議なきを以て讀會を省略して直に確定せんとす異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て原案通り可決確定致します(拍手)

小貫議長 異議なきを以て原案通り可決確定致します(拍手)

小貫議長 之より行政委員十名及豫備行政委員五名の選舉を行ふべし投票の法式は議長選舉の時の如く御注意ありたし

今井嘉幸君 行政委員の選舉に就て一言述べたし

小貫議長 取得課金條例中改正案に就き御質問なきや(異議なし)

小貫議長 本案も別に異議なきを以て讀會を省略して直に確定せんとす異議なきや(異議なし)

小貫議長 取得課金條例中改正案に就き御質問なきや(異議なし賛成)

小貫議長 本案も別に異議なきを以て讀會を省略して直に確定せんとす異議なきや(異議なし)

小貫議長 取得課金條例中改正案に就き御質問なきや(異議なし賛成)

西村委員 今井君より法律を解釋しての御説ありしが法理上の研究は我々も傾聽せざるに非ざれ共に從來民會議長が行政委員を兼ねる形式にて今日迄経過せる實例あり若し小貫君を信用して行政委員に選舉するを得るや否やは小貫君の舉止のみに關はらず民團議員の信頼にも關はるべし本件に就て監督官廳は如何なる意見を有せらるゝや一應小總領事の御意見を開き之に依りて方針を定むるを至當と認む

西本茂吉君 本員も西村君の説に賛成すべし今井君の説の如く法律上之を解釋せば或は然らん然れ共一面舊慣にも據らざるべからず本民會は並か三日乃至四日間の閉會期にして其他は偶々四五年間に一回位臨時民會ある位に止まれば殆んど監督若くは被監督の要なるべし而已ならず現に内地にあっては理事の任に當る町長が必ず議長を勤め居れり立法機關たる町村會の議長は町村長が其任に當れり現に我々も其例に當りたる者にして民會議長が行政委員を兼ねるさも差支へなし法理は免も角も

内地町村制又は當地の慣例に據れば敢へて差支へなしと信ず然し一應小幡總領事の

御意見を聞き而して決定するを至當と認む

園村繁蔵君 本員は西本君と全く意見なり尙民會議長の肩書にて行政委員にするに

は非ず議員の小貫君を行政委員に選舉するをならば差支へなし

豊岡委員 民會議長と行政委員兼任問題は本員は以前より考へ居たる者にて一緒に

すべきものに非ざるべしと信じ前年の民會にて之れが希望を述べたる事ありしが

大勢は差支へ無からんと云ふ事にて單見は消滅せり畢竟法規に拘泥せず両方兼ねる

意見の方多くて其儘となりたりしが數年を経たる今日學識并に斯道に經驗ある今

井君より此明說出で本員は數年前自己の吐きし意見を偶然想到するに至れり其後數

年來民會議長と行政委員と別になりしは僅かの間に別に執行規則の制定もなかり

し仍て西村君の意見の如く監督官の意見を開き熟か可なるかを定むるの要あり而

して監督官の意見民團の意志としても議長が行政委員を兼ねるも差支へなしと云ふ

意見蓋し多いかも知れず斯る意味にて我々が最も小貫議長を信用せば可ならん之を

今井君の説の如く兼ねる能はざるものとせば小貫君を行政委員に選舉しては不可な

れ其法理は法理として監督官の意見を開き振りに兼任が絶体に不可なれば小貫君丈

け前例に據る事とせば差支へならん而して今後は監督官始め諸君の意見を開き民會

議長の権限を定むる事にしては如何兎に角今井君の説は愉快に感する所なり

今井嘉幸君 累界の小貫君に對する人望の多いには驚くばかりなるが本案は未だ民

團法施行規則にもなじとせば今後又全くの問題起る時あるべし本員は執念く述ぶる

如くなれば行政委員と民會議長を兼ねるは監督に被監督を兼ねるに拘しきを以て行

政委員選舉に先んに豫め定め置くの要ありと信じ一言陳べたる次第なり

小貫議長 諸君の意見並に今井君の説あり豊岡君も前半に於ては今井君の説に賛成

し後半に於ては又反對笑聲起るされたる如く此問題は充分研究するの要あり然

共此場合一場の議論を戦はす時は議事の進行に妨げあれば本員が誤つて行政委員に

選舉さるゝ如き事あらば本員より辭任すべし前に述べし如く本員は全く繁忙の職務

を有し居れば到底民間の爲に充分盡くす能はず故に本員は選舉せられざる事を衷心

心希望せるものなり兎に角此場合は本員の要求を容れられたく又今後再び選舉さる

ゝ如き場合もあらば力めて其任に當るべし(ノーノ)

沖田介次郎君 今井君の御説も最もなれど同君は法律一方より打算せる不謹慎なる

議論にして豊岡君は甚だ横着なり(笑聲起る、拍手、ノーノ)此監督と被監督の間柄に就ては餘り深く究むるの要なし民會議長は民團長と趣を異にすればなり政友會

や國民黨の黨争の如く四角張つて許り居すとも舊來民會議長が行政委員を兼ねたる

實例もあれば在來の習慣に依りて可なり(討論終決と呼ぶ者あり)

小幡總領事 解釋の決議は外務省に在りて第一は簡事第二は公使終局に外務大臣が

監督權を作用するなり今井君の述べられたるは法理論として日本の役人が施行しつ

ある所にして矛盾せる所なきにしも非ず又學說としては今井君の説は至極尤もな

(49)

(50)

(51)

(52)

る所あり天津の居留民團は開設以來之を確實に運用する事六ヶ敷抜へば第一二三年の間は適任者乏しく爲め行政委員の中にて議長又は副議長を兼ねるの止むを得ざる場合ありて一回か兼ねたる事あるやに覺ゆ、之れとても法理上又は面識上よりも賛成はせざりしも運用の付かぬ爲め默認して只一時建議に上せる事あり爾來行政委員にて民會議長を兼ねたるも兩三年は兼ねれる事なし而して最後の問題として民會議長が行政委員になる事は法令の解釋上大したる差支へなしと思ふ餘り窮屈なる解釋は運用にも差支へを生ずる場合なしとせず又自治の精神より云ふも民會議長が行政委員を兼ねるに差支へなしと思ふ併し今井君の説の如く今後慣習を造る事に諸君も御賛成ならば今井君の説の如くしても可なり

西本茂吉君 総領事の御意見は民會議長は行政委員を兼ねても差支へなし又兼ねざる事に決れば兼ねる事は出來すぐ云ふにあり故に我が民會にては差支へなしと云ふも不可なし行政委員は議決権にも加はるに非ずや總べて法理は兎も角も慣例上差支へなしと云ふ事にしては如何

西本茂吉君 総領事の御意見は民會議長は行政委員を兼ねても差支へなし又兼ねざる事に決れば議論は之れにて止め議事を進行しては如何(賛成)

小貫議長 議事の進行に賛成者大多数なるを以て之れより日程第八に移り行政委員及豫備行政委員の選舉を行ふべし

小貫議長 館合第八條により總領事に選舉立會人二名の指名を請ふ

内

内	投票終りたれば之れより開函すべし
小貫議長	名刺ご投票數合致するを以て是より開函すべし
(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之れを點計す)	
小貫議長	開票の結果を報告すべし
(投票總數六十一票内棄權四票無効一票)有効票五十六票	
内	
四十八票 長 謙 興 一君	四十二票 森 弁 治 郎君
四十二票 福 山 義 春君	四十票 西 村 博君
三十九票 小 贏 廉 治 君	三十五票 西 本 茂 吉君
三十五票 藤 田 語 郎君	三十三票 吉 田 房 次 郎君
三十一票 鈴 木 敬 親君	三十票 富 成 一 二君

大正二年通常民会议事录

大分時間も遡れたるか前日來警備費中盜捕の事項に就て問題となりたるものあれば茲に閉會の辭を述べる前該問題に就て二三分間諸君の清聽を煩ししたし警備費の國庫補助を仰ぐべく外務省に願願せんとするの案は前年當民會に於て決議せるを以て之

民團提出	拾八件	可承
議員提出	三 件	修正可決
	(行政委員一任)	認
	決	
	二一 件件	二十三 件件

（修正可決）	（原案可決）
十八、營業課金條例中改正案	十九、取扱課金條例中改正案
二十、謝意表彰に關する決議案	二十一、前民會議長鈴木敬親君に對する謝意表彰建議案
（可）	（可）
（決）	（決）
（議案）	（議案）
（會議）	（會議）
（選舉）	（選舉）
（三回）	（四回）
（二十一件）	（二十一件）

一、下水道設備に關する建議案(行政委員一任)

二、明治四十四年度民團歲入出決算

三、明治四十五年、大正元年民團特別基金決算案
四、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出
五、明治四十五年、大正元年度民團歲入出追加案

六、雜種課金條例中改正案

七、碼頭條例中改正案

八、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案

九、人力車及運搬車鑑札料規則中改正追加案

十、行商人鑑札料條例案

十一、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案

十二、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案

十三、天津日本人商業會議所補助繼續の件

十四、大正二年度民團歲入出總豫算案

十五、大正二年度臨時土不費歲入出豫算案

十六、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋付建物

十七、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、
特別會計豫案

卷之三

(60)
満足に感到する所なり獨り警戒の任に疎かなるのみでらず悪くすれば租界に惡漢を養ひ良民を苦しめ財物を奪ふ如き不都合なる任務に有間敷行爲を散へてする巡捕の有るは度々聞き之所にして始終支那人より投書に接し或は投書に接せざる迄も支那人官憲及人民より直接訴出づるありて巡捕の往々惡事を働くことは警察署に於ても尤も分認め夫々處罰しつゝある次第なれども巡捕の取締は頗る困難に之を改良せんとするは容易の業に非す諸君も御承知の通り支那人は一家の内にボーリとして使ふにも困難の事多く現に一人二人若くは三人等召使支那人を有する者は絶へず其不都合を感じつゝある事と思ふ況して巡捕に至りては一言にして言へば全く地方よりナラズ者を狩り集め之に正暇を着用せしめたる様の者なれば充分警務の任に當らす事は至つて困難と不ふべし警察署には貳拾名の本邦巡査ありて巡捕の監督に力め居れ共成績を擧げざるは深く遺憾に思ふ所なが英佛等の租界にても巡捕の取締りは甚だ苦心しつゝあるなり然れ共英佛等の租界設定は既に古き以前にありて留民團の開設も亦古く租界の整頓に永き經驗を有し居るを以て日本租界に比し勝れる点あるなり我警察署にても先日來刷新の方法を探り巡捕の改良を促しつゝあれ共未其時日淺交渉ければ日本の當りに其實果を認むる能はざれ其將來は必ず何等かの効果あるべきを認む現に去月來天津に於ける窃盜の増加は夥しき數に上り居る状態なれど近來に至り當租界に於ける窃盜は極めて少なく英佛等の租界にては日々五六名の窃盜を捕へ支那警察署へ引渡しつゝあるに拘はらず我租界は一日一二名に止まれり或は届出の少

(59)

を外務省に上申したるが外務省の意見は漢口に對しては警備費を多少補助せる所あれ共漢口と天津とは民團財政の上に於て非當なる差違あり漢口は長江の大護岸工事を建設する爲め莫大の費用を要し其費用は十數年に亘り居留民の重き負擔たる状態にて漢口居留民團の財政は頗る困難の状態にして尙ほ其上に多額の警備費土木費等を負擔するは殆ど不可能の事なり國家が折角居留地を開設して國民の海外發展に資せんとしながら他方に於て居留民の負擔を過重ならしむるが如き事あらば到底居留地の繁榮を期するを得ざる次第なり之等の遺憾を除き發展を期せんとするの見地より當分の間漢口には前年より警備費補助の許可を與へたるなり然るに天津の民團財政は漢口に比し遙に豊富なるのみならず支那へ於ける帝國の專管居留地即ち安東縣海營口上海等の民團に比しても天津は財政豊富財源潤澤なるを以て寧ろ天津民團を補助するよりも餘裕あれば漢口の如き現に困難を告げつゝある方面へ差向くるの要ありと言ふか如き見地より當居留民團の建議案は採用されぬ事となれり從つて本案に就ては前民會議長鈴木君が東上の際本省會計課長を親しく訪問して縦陳する所ありたる時警備費は事實承認を得ざる旨返答あり其次第は諸君も已に聞かれたる筈と信す鈴木君の話の通り天津民團も將來非常に財政の状態不良なる場合に遭遇せば或は政府より補助する事あるやも知れざれ其先づ當分警備費の補助は不可能の事と御承知ありたし次に巡捕の取締上遺憾の点多かりしは今日に始りたるに非ず過去數年間程度々耳にせる所にて又實際巡捕の取締は頗る困難の事にして從來の缺點は本官も不

卷之三

(62)

(61)

きにも因るならんが日本租界に限り殊に不行届とは一概に云ふを得ず原田君も支那警察署に奉職せられ能く内情を知らる、所ならんか昨年支那官憲に送る犯罪者の數は日本租界が最も妙しその事なり然れど我等警察署としては此上にも益々刷新を期して諸君に満足を與へん事を力め居る尙巡捕の取締に關しては一應巡捕なる者の法令上の地位を考究せざるべからず現在の巡捕は公務員であるや否や又如何なる地位を有するものであるか思ふに巡捕は公務員にては非ざるべし英獨に於は國家の雇人として一の公務員と見做せり從つて其職務上に防害を加ふるもの例は職務執行中の巡捕を殴打する者があると假定せば其者は普通の人間を殴打せるものと同一に見做さず公務員を殴打したるものとして重く罰し隨つて巡捕は其職務上の地位を明かにする得尙租界巡捕は從來の例規にては支那人に對してのみ警察官補助の職務を執行する權能を與へありて其以外の日本人及外人には巡捕の職務を行ふ能はずる事となり居れり巡捕の取締を嚴にする必要上此点は將來何とか確定するの必要ありと信す從來租界の人々中巡捕を民間の直接監督の下に置かんとの意見を有せらるゝ人もありたるが他租界の例を見るに英國は完全なる自治体を布けるを以て本國に於けると同様警察権は之を租界局の手に收め居れり佛獨、伊、澳等は工部局即ち租界局に於て巡捕を指揮監督するか如くなれ共之等の租界にては行政委員會議長は領事が其任に當るを以て所謂租界の警察は満足なる運用を示しつゝあるなり翔つて日本の警察制度を觀るに其根本の主義を云へば警察は國家の命令權に依り委任したる

官廳に其權限を與へ居り其以外には此事なし自治機關たる府縣會に於ては警察費支弁の義務を負ふ迄にて警察権は與へ居らず府縣に止らず市町村も之と同様なり從つて此日本の警察権を自治機關に與へざる方針は海外にても全様にして本國と海外と何等方針に異りなし尙民團法施行規則に於ても何等警察権に關する規定なく民間に警察権能を與へて居らず且又巡捕にも何等の權能を與へずして之を運用する事は至難に屬す故に早晚何等規則を發し其地位を定むるを要す又其取締に付ても現に領事館警察署には二十名の巡査を以て巡捕を監督せしめ而して尙諸君の満足を得るに至らざるに仮りに民團が巡捕監督の權能ありとするも果して良く巡捕を運用し得るや否や頗る疑問たるのみならず法律上に於ても事實上に於ても不可能と云ふべし外務省にても當方面の警備費として一万數千圓乃至二万圓近くを支出し之を監督しつゝあるなり巡捕を直接民團指揮の問題は殆ど法律論として事實問題としても議論の余地なし只此機會に於て巡捕の地位を定むる事が必要にて或は勅令にて定むるか又は外務省令に據るか其等の点は一應の研究を要す先づ警察権問題よりも巡捕取締の刷新が急務たれば諸君も充分御研究の上或は取調の上質問又は御意見あらば警察署長なり又は本官に告げられたし充分なる注意を拂ひ以て之に答へ巡捕刷新の實行を計るべし

第六次通常民會は愈々本夕を以て無事閉會を告ぐるに至れり誠に結構なる次第を云ふべし殊に本年は未だ曾て見ざる各方面に亘る積極的法案あり連夜に亘り租界に忠

(64)

(63)

實なる御審議を盡されたるは監督官として諸君の勞を多とするものなり前任行政委員及出納検査委員諸君は過去一年に亘り綿密なる注意を以て其担当の任務を全ふせられ今日此満足なる結果を以て一ヶ月間の行政を終へ更に來年度に對し新たな施設計畫を建てられたるは從來の行政以上に多大の成績を挙げたるものと認め監督官として充分其功勞を認むるものなり尙新行政委員諸君は益々躍進以て自治行政の實を擧げられん事を望む次に鈴木敬親君は去る明治四十年より本年に至る間民會議長の要職にあり異常の手腕を以て議場の整理に力められ殊に過去兩年の議場は嘗て見ざる如き難局に際せるにも不拘能々之を整理されたるは深く全君の手腕に據るものなることを居留民各々と共に充分之を認むる所なり尙新議長小貫君の最も熱心に議事を督せられ好成績を収め以て這次の民會を無事終了せしむるに至りし功勞も亦多大にして四方八方祝すべき事の如き期に臨み深く御苦勞の事を認む本官に於ても満足に堪へざるなりこれを以て閉會の辭とす(拍手)

小貫議長 大年二年度通常居留民會は之にて閉會致し(拍手)

時に翌日午前一時

<p>(70) 第四條、第五條ヲ左ノ通り改ニ以下順次繰下ク</p> <p>第六條 一且受ケタル自用人力車、營業馬車、自用馬車、自動車、自動自轉車 鑑札ヲ毀損シタル者ハ其交付ノ年月ノ分明ニ認ノ得ラル、モノニ限リ舊 鑑札ト引替ニ新鑑札ヲ交付スヘシ 但シ前項ノ諸車ニシテ鑑札ト共ニ譲リ受ケタル者ニハ舊鑑札ト引替ニ新 鑑札ヲ交付スヘシ</p> <p>第七條 運搬車ノ種類及鑑札料左ノ如シ</p> <table border="0"> <tr> <td>一、大車</td> <td>荷積牛馬車</td> <td>一輛ニ付</td> <td>毎月洋銀二弗</td> </tr> <tr> <td>一、中車</td> <td>荷積車</td> <td>同</td> <td>同 洋銀五十仙</td> </tr> <tr> <td>一、小車</td> <td>輕形一輪車</td> <td>同</td> <td>同 洋銀三十仙</td> </tr> <tr> <td>一、地扒車</td> <td></td> <td>同</td> <td>同 洋銀二弗</td> </tr> </table> <p>(四) 人力車及運搬車鑑札料規則中改正ニ關スル追加</p> <p>一、諸車鑑札料條例第三條末尾ニ左ノ一項ヲ加フ 鑑札中甲ハ外國租界ニ共通スルモノ乙ハ日本租界ニ限ルモノトス</p> <p>一、同條例ニ左ノ附則ヲ加フ</p>	一、大車	荷積牛馬車	一輛ニ付	毎月洋銀二弗	一、中車	荷積車	同	同 洋銀五十仙	一、小車	輕形一輪車	同	同 洋銀三十仙	一、地扒車		同	同 洋銀二弗	<p>(69)</p> <p>一、自動自轉車番號票 同 洋銀二十五仙</p> <p>附則</p> <p>本條例中他の自治團体に關係ヲ有スル部分ハ其協商ノ結果ニ因ル變更ハ行政委員會ニ之ヲ委任ス</p> <p>(五) 行商人鑑札料條例</p> <p>第一條 日本租界内ニ於テ行商ナ營マントスル者ハ本條例ニ從ヒ鑑札料ヲ納入シ租界局ノ鑑札ヲ受クヘシ</p> <p>第二條 行商人ノ等級及鑑札料左ノ如シ</p> <table border="0"> <tr> <td>一等 每月</td> <td>洋銀壹弗</td> </tr> <tr> <td>二等 每月</td> <td>洋銀五十仙</td> </tr> <tr> <td>三等 每月</td> <td>洋銀三十仙</td> </tr> </table> <p>第三條 行商人ノ等級及種類ハ行政委員會之ヲ定ム</p> <p>第四條 行商人ノ鑑札料ハ毎月末租界局ノ告示セル期日内ニ翌月分ヲ前納スヘシ</p> <p>第五條 行商人ニシテ無鑑札ナル者ヲ發見シタルトキハ其前月分ヨリノ鑑札料ヲ納入セシム</p> <p>第六條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>(六) 営業課金條例中改正ス</p>	一等 每月	洋銀壹弗	二等 每月	洋銀五十仙	三等 每月	洋銀三十仙
一、大車	荷積牛馬車	一輛ニ付	毎月洋銀二弗																				
一、中車	荷積車	同	同 洋銀五十仙																				
一、小車	輕形一輪車	同	同 洋銀三十仙																				
一、地扒車		同	同 洋銀二弗																				
一等 每月	洋銀壹弗																						
二等 每月	洋銀五十仙																						
三等 每月	洋銀三十仙																						

取得高ハ總収入ヨリ必要ナル經費ヲ控除シタルモノ又俸給ニ在リテハ本俸

ノ外在外手當及住宅料ヲ含ム

五、第五條ヲ第四條ニ繰上ケ同條第二項中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム

六、第六條ヲ第五條ニ第七條ヲ第六條ニ順次繰上ケ第六條第一項中「第三條」トア

ルヲ「第七條」ト改ム

七、第八條中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム

附則第一號ヲ左ノ通ト改ム

一、本條例中改正ニ屬スル届出ニ關シテハ大正二年十一月ヨリ課金徵收ニ

關シテハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二號及第三號ハ之ヲ削除ス

(八) 天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正

天津尋常高等小學校職員旅費規則中左ノ通り改正ス

一、第八條第一項中携帶スルモノハ其赴任ノ際其ノ十三字ヲ削リ「同伴若ハ呼

寄ヘル者ハノ十字ヲ加フ

(九) 天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正ニ關スル追加

一、小學校職員旅費規則中改正案別表中左ノ如ク改正ス

訓導長汽車一哩ニ付三錢トアルヲ「四錢」準訓導二錢五厘トアルヲ「三錢」ト改ム

(一〇) 民團事務所及公會堂、圖書館、

民團事務所及公會堂、圖書館、

(74)

(73)

科 目 計		附屬家屋建設工費特別會計條例	
第一條	居留民團事務所、吏員并ニ教員宿舍、公會堂、圖書館及附屬家屋ノ建設工事	起債ノ方法、利率ノ協定ハ行政委員會ニ之ヲ委任ス	八特別會計トシ大正二年四月一日ヨリ起工ス
第二條	建設工費ハ團債ヲ以テ之ニ充ツ	團債ハ大正三年度ヨリ向フ十ヶ年間ニ民團歲入ヲ以テ償還ス	起債ノ方法、利率ノ協定ハ行政委員會ニ之ヲ委任ス
第三條	團債ハ大正三年度ヨリ向フ十ヶ年間ニ民團歲入ヲ以テ償還ス	大正二年四月一日ヨリ起工ス	八特別會計トシ大正二年四月一日ヨリ起工ス
（一一）	附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算	（一二）	大正二年四月一日ヨリ起工ス
（一〇）	民團事務所及公會堂、圖書館、	（一一）	附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算
（一一）	民團事務所及公會堂、圖書館、	（一〇）	民團事務所及公會堂、圖書館、

(76)

(75)

科 目 計		豫備費	
第一款	居留民團歲入	三〇、〇〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇〇
一、取 得 課 金	本年度豫算額	一、三五〇〇〇〇〇	一、三五〇〇〇〇〇
五、六三六〇〇〇〇〇	備	九〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇〇
二、日 本 人	經常部豫算高	水量百八十萬瓦魯(千瓦魯ニ付銀七拾五仙)	水量百八十萬瓦魯(千瓦魯ニ付銀七拾五仙)
三、支那人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬四千八百九拾五弗參拾七仙也	一銀八萬四千八百九拾五弗參拾七仙也
五、支那婦人	臨時部豫算高	一銀參千九百五拾壹弗七拾九仙也	一銀參千九百五拾壹弗七拾九仙也
六、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
八、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
九、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
十一、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十二、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十三、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
十四、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十五、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十六、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
十七、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十八、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
十九、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
二十、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十一、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十二、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
二十三、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十四、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十五、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
二十六、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十七、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
二十八、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
二十九、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十一、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
三十二、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十三、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十四、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
三十五、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十六、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十七、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
三十八、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
三十九、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
四十一、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十二、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十三、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
四十四、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十五、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十六、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
四十七、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十八、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
四十九、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
五十、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十一、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十二、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
五十三、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十四、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十五、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
五十六、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十七、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
五十八、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
五十九、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十一、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
六十二、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十三、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十四、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
六十五、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十六、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十七、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
六十八、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
六十九、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
七十一、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十二、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十三、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
七十四、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十五、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十六、支那婦人	臨時部豫算高	大正貳年度居留民團歲入出豫算表	大正貳年度居留民團歲入出豫算表
七十七、支那婦人	臨時部豫算高	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	一銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也
七十八、支那婦人	臨時部豫算高	合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	合計銀八萬八千八百四拾

科 目		(80)		7	
第一款 事務所費	第二款 備品費	第三款 常出費	第四款 金利子	第五款 授業料	第六款 雜收料
一、俸給及手當	一、八六二三五	一、八〇三八〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇
二、備 品	六二二五	三五三八〇	二四〇	二四〇	三六〇
三、消 耗 品 費	墨印肉類雜品等	電燈煤氣石炭、木炭、煤球兒、諸用紙、筆	八八、八四七一六	八八、八四七一六	八八、八四七一六
本年度豫算額		月一弗九十名月五十仙二十名各十ヶ月分		月十五弗二名	
備		月二十弗二名		延甲號百八十輛、延乙號百六十輛	
考		公課金督促料、無鑑札車過怠料、藥價料、廢品拂下代其他		延六百七十輛（一輛ニ付銀三十仙）	
計		理事一名、土木技手一名、書記四名、囑託員一名、備清人三名、使丁及吏員年未應勞金帳簿費三十弗、保險料八弗二十五仙外一ヶ		延六千輛（一輛ニ付銀一弗）	
歲 經 常 部		延七百五十輛（一輛ニ付銀二弗）		延五十輛（一輛年十二弗）	
入 出 料 子		延十輛（一輛年二十四弗）		五十名平均二弗	
收 料 費 入 料 子		延兩萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		月三弗十八名	
一、請願巡捕家業		延六千輛（一輛ニ付銀三十仙）		前年度實收額ニ同シ	
二、貸 家		延六百七十輛（一輛ニ付銀三十仙）		仙計二千八百五十萬瓦魯	
三、雜 收		延七百五十輛（一輛ニ付銀二弗）		五百三十七萬六千瓦魯（千龍ニ付銀六十五	
四、預 金 利		延一百四十艘（一艘ニ付銀五十仙）		二千六百十二萬四千瓦魯（千瓦ニ付銀七十	
五、水 道 船 料		延三萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五仙	
六、土 墓 塚 地 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬六千瓦魯（千龍ニ付銀六十五	
七、市 場 地 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
八、營 業 人 力 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
九、營 業 人 力 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十、營 業 人 力 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十一、自 用 馬 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十二、中 用 馬 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十三、自 用 人 力 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十四、小 地 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十五、大 地 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十六、地 扒 車 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
十七、行 生 財 牀 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	
第 四 款 生 財 牀 料		延三十萬九千百四十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五百二十二弗		五百三十七萬四〇〇	

三、會 場		日本俱樂部	
(議事録中にあるを以て置す)		五、議長及會議係	
績		（議長及會議係）	
上記記入		上記記入	
記記記記記記記記		議長記記記記記記記記	
上記記入		上記記入	
書記兼筆記		書記兼筆記	
上記記入		上記記入	
赤黒田小山澤中貴慶		赤黒田小山澤中貴慶	
須開今兼鑄		須開今兼鑄	
徳朝次太郎治		徳朝次太郎治	
上記記入		上記記入	
附錄終		附錄終	

